

平成29年第6回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成29年7月26日（平成29年7月25日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成29年7月31日（月） 午前 9時30分
 閉会 午後 0時05分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課 統括課長補佐	和田 恵子	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	瀧田 均	4 番	和田 文雄

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成29年第6回邑南町議会臨時会議事日程

平成29年7月31日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第87号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止について

議案第88号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第2号について

平成29年第6回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成29年7月31日（月）

追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第89号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定について

議案第90号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第3号について

平成29年第6回邑南町臨時会会議録

平成29年7月31日（月）

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番、瀧田議員、4番、和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

●議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日7月31日の一日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月31日の一日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第87号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止について、議案第88号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第2号について、以上2議案を一括上程いたします。執行部からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第87号の提案理由をご説明申し上げます。議案第87号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止についてでございますが、6月議会にて議決をいただき公布しましたが、内容を精査するため、条例を廃止するものでございます。以上、詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせますのでよろしくお願

いします。

●生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●生涯学習課長(大橋覚) 議案第87号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止について、ご説明申し上げます。6月議会に上程し、議決をいただきました条例につきまして、その後字句について誤った表現が見つかり、このことが結果的には議会軽視となる事案を発生させてしまいました。このことから、条例の内容、手続き等今一度精査するため、議決をいただきました条例を廃止させていただきたいと思っております。以上、条例の廃止につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第88号の提案理由をご説明申し上げます。議案第88号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ、1億3,579万円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●企画財政課長(柳川修司) 議案第88号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億3,579万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を112億5,439万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。

続きまして、第2条は、地方債補正でございます。第2表に記載しておりますので、4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。追加分としまして、現年発生農地補助災害復旧事業債を2,130万円。現年発生農地小災害復旧事業債を500万円。現年発生農業用施設補助災害復旧事業債を600万円。現年発生農業用施設単独災害復旧事業債を480万円。現年発生農業用施設小災害復旧事業債を220万円。現年発生林道補助災害復旧事業債を280万円。現年発生林道小災害復旧事業債を220万円。現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債を630万円。現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債を1,82

0万円。合計で6,880万円設定しております。これにより、地方債の限度額の合計を、11億4,882万4千円とするものでございます。

4ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきますので、めくっていただきまして4ページ、5ページをお開きください。はじめに歳入でございます。11款分担金及び負担金1項分担金でございますが、11災害復旧費分担金は、6月1日から2日にかけての大雨による6月豪雨及び7月4日から5日にかけての大雨による7月梅雨前線豪雨で発生しました災害について、現年発生補助災害復旧事業費分担金、現年発生小災害復旧事業費分担金、及び現年発生単独災害復旧事業費分担金を787万9千円補正しております。13款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、11災害復旧費国庫負担金は、先ほど11款分担金及び負担金でご説明申し上げました災害のうち、7月梅雨前線で発生しました公共土木施設災害復旧費分の国庫負担金を787万円補正しております。14款県支出金2項県補助金でございますが、11災害復旧費県補助金も11款分担金及び負担金に同じく6月豪雨及び7月梅雨前線豪雨で発生しました農林水産施設災害復旧費分の県補助金を3,420万補正しております。17款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を704万1千円補正しております。

6ページ、7ページをお開きください。同じく17款繰入金2項基金繰入金のうち、25フィンランド共和国交流派遣貸付基金繰入金でございますが、条例廃止に伴い基金を取り崩して繰り入れるものでございます。20款町債1項町債でございますが、先ほど地方債補正で説明いたしましたので省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。続いて歳出でございますが、今回の補正は6月豪雨及び7月梅雨前線豪雨で発生しました災害復旧費の計上、及びフィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止に伴う基金の移動による補正計上でございます。

8ページ、2款総務費1項総務管理費の1一般管理費のうち002一般管理費、03財政調整基金管理費は、歳入で申し上げましたフィンランド共和国交流派遣貸付基金繰入金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。同じく、1一般管理費のうち018平成29年7月梅雨前線豪雨災害、災害対策費01平成29年7月梅雨前線豪雨災害、災害対策費でございますが、7月梅雨前線豪雨災害の際に災害対策のために非常招集した職員の人件費でございます。

続きまして、12款災害復旧費でございますが、6月の豪雨災害及び7月の梅雨前線による豪雨災害の災害復旧に係る経費を計上しております。12款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のうち1農地災害復旧費、001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）のうち、02平成29年6月豪雨災害（農地、現年・補助災害）につきましては、羽須美地

域2カ所、瑞穂地域4カ所、合計6カ所分の1,030万2千円でございます。同じく001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）のうち、03平成29年7月梅雨前線豪雨災害（農地、現年・補助災害）につきましては、羽須美地域1カ所、瑞穂地域11カ所、石見地域4カ所、合計16カ所の3,579万5千円でございます。

続きまして、002農地災害復旧事業費（現年・小災害）の01平成29年7月梅雨前線豪雨災害（農地、現年・小災害）につきましては、羽須美地域3カ所、瑞穂地域5カ所、石見地域6カ所、合計14カ所の683万2千円でございます。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、2農業用施設災害復旧費、001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）のうち、02平成29年6月豪雨災害（農業用施設、現年・補助災害）につきましては、瑞穂地域1カ所、合計1カ所分の412万円でございます。同じく、001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）の03平成29年7月梅雨前線豪雨災害（農業用施設、現年・補助災害）につきましては、瑞穂地域3カ所、石見地域1カ所、合計4カ所分の1,644万9千円でございます。

続きまして、002農業用施設災害復旧事業費（現年・単独災害）のうち、02平成29年6月豪雨災害（農業用施設、現年・単独災害）につきましては、瑞穂地域2カ所、石見地域1カ所、合計3カ所分の210万円でございます。同じく、002農業用施設災害復旧事業費（現年・単独災害）のうち、03平成29年7月梅雨前線豪雨災害（農業用施設、現年・単独災害）につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域1カ所、石見地域2カ所、合計5カ所分の552万7千円でございます。

続きまして、003農業用施設災害復旧事業費（現年・小災害）の01平成29年7月梅雨前線豪雨災害（農業用施設、現年・小災害）につきましては、羽須美地域1カ所、瑞穂地域2カ所、石見地域2カ所、合計5カ所分の275万円でございます。

10ページ・11ページをお開きください。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、3林道災害復旧費、001林道災害復旧事業費（現年・補助災害）の02平成29年7月梅雨前線豪雨災害（林道、現年・補助災害）につきましては、瑞穂地域1カ所、合計1カ所分の561万4千円でございます。

続きまして、002林道災害復旧事業費（現年・小災害）の01平成29年7月梅雨前線豪雨災害（林道、現年・小災害）につきましては、羽須美地域1カ所、瑞穂地域5カ所、石見地域6カ所、合計12カ所分の277万円でございます。

続きまして、12款災害復旧費、2項公共土木災害復旧費、1公共土木災害復旧費のうち001公共土木災害復旧事業費（現年・補助災害）の02平成29年7月梅雨前線豪雨災害（公共土木、現年・補助災害）につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域1カ所、石見地域1カ所、合計4カ所分の1,417万5千円でございます。

続きまして、002公共土木災害復旧事業費（現年・単独災害）の03平成29年7月梅雨前線豪雨災害（公共土木、現年・単独災害）につきましては、羽須美地域1カ所、瑞穂地域4カ所、石見地域6カ所、合計11カ所の、分の1、826万円でございます。

以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で執行部の説明は終了いたしました。ここで休憩いたします。

—— 午前9時53分 休憩 ——

—— 午前11時27分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●議長(山中康樹) 再開をいたします。これより、質疑に入ります。はじめに議案第87号に対する質疑ありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) ええと、この度の条例廃止の提案でございますが、再度確認したい思います。誤った条例を可決した、それが、を修正して告示した。告示そのものも違法ではあったが、それが有効だからこの条例を廃止して、また新たなものを立ち上げるというように私は理解しましたが、それでよろしいでしょうか？

●総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●総務課長(服部導士) はい、ええ、あのう自治法の方に規定もございますけれども、条例そのものは公布によって成立いたします。そのため、あの公布された条例につきましては、たとえ重大な瑕疵があったにしても、法令違反でない限りは有効なままとなっております。この場合の、あのう打開策としては、一般的に言われておりますのは、次の議会で一部条例改正をするというのが通常の場合でございます。仮にそのまま今回のような事案になった場合ですね、その場合はあの大きな問題が生じている中身であった場合は、たとえばあのう議会側の方からの発議もあるかもしれませんし、あるいはあのう不信任もあるかもしれません。そういう手続きがふまれるものと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええこの度の場合は、学と等との一字違いだという、あのう、を訂正だというふうに伺っておりますが、これまで私たち議会人としても、自身もですが、養護学校の、を中等部、中等部ということで理解しておりました。中学部がせいか、正式な名称だということは、私たちもわかりませんでした。6月の定例会の時のやりとりの中でも、課長の答弁中にも中等部という言葉が出ました。いうことは、ただ一字一句を間違えたというだけではなしに、私たちの頭の中、認識の中に中等部ということでこれまでが誤った認識を

しとったんだと思うんです。ですから、このことについては、ただ単純なミスであるとか、軽微な訂正であるということには当たらないように思いますが、改めて先ほども言われましたように、ええと条例改正として文言を訂正する、内容を変えるという手段もあるんなら、撤回をせずに町民に与える影響も考えると、撤回せずに改正した方が良くはないかと思いますが、そういった考えはありませんでしたか。

●副町長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高副町長。

●副町長(日高輝和) はい、ええ条例の改正案ということも検討はさせていただきましたけれども、ええと、まず一点はあのう、ええ改正されるものといえますか、あのう議会で議決していただいたものと、あのう告示をしたものが違うという点がございまして、それはどっちをどういうふうに改正するのかというところも、いろいろ議論をしました。で、ええ、それともう一点は先ほども、あのう議会運営委員会でも申し上げましたように、ええ町の重大なミスでございまして、町としましてもけじめをつけさしていただきたいということも含めて、廃止を提案さしていただいたということでございます。

●議長(山中康樹) そのほかありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、まあ条例を廃止して新たに作るわけですけど、廃止する理由と、まあ、ええと今までの話、全協の話聞いておきますと、ええと手続きにまあミスがあった、いろいろあったんだと思います。議会軽視かどうかという部分もあると思いますが、これは町民に対しては直接関係がないことなんだと思います。執行部側のけじめであろうと議会軽視であろうと、ただ廃止をして次に出てくる条例が良くなるとればやる意味があると思うんですけど、全協で話をしたとおり、あまり良くなったわかりやすくなったという実感がないわけです。その議会のメンツとかでやる話でもないですし、やはり町民にとって何らかのメリットがあるからやるだと思ってしまうんですけど、次に追加で出される条例っていうのは今までとは何が違って、どんなメリットがあるのか、やる意味は何なのかを教えてください。

●生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●生涯学習課長(大橋覚) ええ、新たに提案をさしていただく案についてでございますけど、ええ、前回のものとは違って明確なものにしたという認識で提案をさしていただきたいというふうに思っております。以上です。

●議長(山中康樹) ほかにはありませんか。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ああ、今の大屋議員の質問に対して、大橋課長も述べておりましたけども、あの、養護学校に中等部っていうのはないわけですよ。実態がないものを、それを提案したということについては、大変執行部側としては大きな、重大なミスだと私は思っています。中学部ならあるんだけど、中等部はないわけですから対象者がいないわけですよ。こちらが思っている対象者が、その中等部にはいないわけですよ。中等部じゃないわけですから、中学部ですから。そこは大きな、単純なミスではなくて、中等部と中学部はえらい違いだと私は思ってまして、そういう意味ではやはり、はじめの問題も出ているんですけど、いったん廃止をさしてもらってきちっとまた正式な名称として、これは大きな問題ですから出さしていただくということでもあります。

●教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●教育長(土居達也) あのう、町長にも述べていただきましたように、ええ、中等部ということはある得ないわけで、先日まあ、そういう誤りを我々教育委員会出した、教育委員会として大変失礼なことをしましたというふうに養護学校の校長先生にお詫びを申し上げました。まあ、そういう意味においても今回改めて中等部を中学部として、改めて提案させていただきます。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのそれぞれ何が問題かがあるんだと思います。で、現実問題、亀山議員さんが言われたとおり、まあ中等部か中学部であまり認識がないまま、みんなが気がついたわけじゃないと思いますが、そこを指摘するとたぶん6月議会通せなかったのも黙ってた議員さんもいるのかもしれないです。で、同じようにその僕が質疑をしたとおり保護者を定義するとか、償還期間をお子さんの家庭事情によってはもう少し長くとれるようにするっていうのも大きな問題なんだと思います。当然質疑したとおり、ええと、家庭事情においては、あの相談に応じたいと思いますって言われたですけど、今の条例ではできないので、できる条例にして出されればより広くあの借りられる方も増えますし、町民のメリットになったんだと思います。で、ええと、中学部だけが問題だったの

かっていうとそれ以外のところにも問題があったし、あの質疑の時もそれを考慮されたともうんですけど、まあ、それをされずに、その中学部だけが大きな問題であったっていうのは、今の状態でも公布、誤った公布はされたですが中学部っていうことで正しくいきている以上、それだけを大きな争点として廃止まですることなのかなという疑問は残ります。

●議長(山中康樹) 答弁は必要ですか。

●大屋議員(大屋光宏) 明確な答えがあるかどうか。

●生涯学習課長(大橋寛) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●生涯学習課長(大橋寛) ええと、まずあのう、保護者の定義でございます。あのう、先ほどもご説明をさしていただきました。学校の現場において、その保護者っていう表記で、もちろん父であり、母でありという方はもちろんでございますけど、それ以外、監護している方々も保護者っていう認識は持っているというふうに教育委員会としては認識をしております。それともう一点、あの期間でございます。ええ、これもあのう百円と、一日百円というようなまあ数値でご説明をさしていただきました。あのう、教育委員さん方が行かれました内子町等等の話もですね、あの加味さしていただいて5年という期間を設けさしていただいております。以上です。

●議長(山中康樹) ほかにありませんか。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 14番

●三上議員(三上徹) はい、ええ、まあいろいろ議論して参りましたけども、私、まあ今回こうしてまた条例廃止でこれをいったん下ろして新しいのを出すということについては、まあ、この前の手続き上の問題があったから、まあそういうけじめを付けるということだったんですが、それがまあ、仮に今回も今全協等等でも非常にまたいろんな意見が出て、そうではないか、こうではないかと。で、今日の一番最初にあります、ええ、条例を精査するために、したために出した。精査したのかかわらず、またあれだけの全協でいろんな質問等等があるということは、精査が本当にできたのかどうかというように思います。でそれと同時に、これはただ今回、こういうたまたまその手続き上ミスがあって、そういう方向になったということが大きな問題になっとるんですが、こういうことを一つの題材としてね、今生涯学習課だけがいろいろ教育委員会の中でいろいろやるんでなくてね、やっぱり町全部がやっぱりこの問題をひとつ真剣に取り上げにゃあいけん問題じゃないかと思うんですよ。今からの条例について。で、そういう意味でこの条例はいつまでに作って、いつから執行して、そこらわしらちょっとまだ今ようわからん。たとえば、フィンランドへいつ頃派遣しよう思いよって、人をよ、でそれまでに早う作っとかにゃいけんのだというのがぜんぜん、そのあれが、自分自身としては見えてきてないんですが、その辺は、リミット、最低限いつまでにこれつくらにゃいけんのですか。

●生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●生涯学習課長(大橋覚) ええと、渡航のタイミングであろうというふうに思っております。あのう、今年度の予算におきまして渡航については、ええ、ご理解をいただいたところでございます。で、あと次期につきましては、ええ、この条例制定後速やかに募集をかけたいというふうには思っております。あの、いつというのはまだあのう条例等が制定されておられませんので、あのそれを受けて速やかに行いたいとは思っております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 14番

●三上議員(三上徹) まあ、あのう、予算は通って行くのは、あのう行ける状況ですが、あのう、まだ予定が決まってないんであればね、まだまだ精査する時間があるんじゃないかというふうに、あのうほんとにせい、ほんとにこの条例を精査するためにいったん条例を下ろすんであるということなら、そうではないかというふうに私は思います。

●議長(山中康樹) 回答は。

●三上議員(三上徹) いいです。

●議長(山中康樹) ほかにないでしょうか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) はい、無いようでございます。ええ、無いようですので、議案第87号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第88号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第88号に対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●議長(山中康樹) これより、議案の討論、採決に入ります。はじめに、議案第87号に対する討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数、したがって、議案第87号、邑南町フィン

ランド共和国交流派遣貸付基金条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きますので、議案第88号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第88号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第88号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) ここで、暫時休憩といたします。自席にてお待ちください。

—— 午前11時44分 休憩 ——

—— 午前11時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) それでは再開をいたします。お諮りをします。ただいま、お手もとに配布をいたしましたとおり、追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 議案第89号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定についてを上程いたします。執行部からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第89号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定についてでございますが、これはフィンランド共和国への交流派遣のための貸付基金の設置に伴う条例の制定でございます。詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●生涯学習課長(大橋覚) 議案第89号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例

について、ご説明いたします。ページを1ページめくっていただきまして、この基金の設置目的でございますが、第1条に規定をしております。町立の中学校、島根県立矢上高等学校、及び島根県立石見養護学校中学部、高等部在籍の生徒をフィンランド共和国に派遣するため、それにかかる経費の一部を貸し付ける事業の財源に充てるために設置するものでございます。第2条は定義でございます。この事業の対象者は、保護者の皆様です。また、第3条では基金の額についてでございます。以下、第4条では基金の管理について、第5条では貸付の対象について、第6条では貸付の金額について、第7条では貸付条件について、第8条では実施調査等について、第9条では繰り上げ償還についてでございます。最後に第10条でございますが、本基金の運用含め、邑南町教育委員会で別に定めるとしてしております。附則でございますが、施行期日は平成29年8月1日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定より議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●**議長(山中康樹)** 続きまして、議案第90号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第3号について、執行部からの議案の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第90号の提案理由をご説明申し上げます。議案第90号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますのでよろしくお願いたします。

●**企画財政課長(柳川修司)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

●**企画財政課長(柳川修司)** 議案第90号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を112億6,439万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。17款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を1,000万円計上しております。

6ページ、7ページをお開きください。続いて歳出でございますが、10款教育費5項保健

体育費 1 保健体育総務費の 0 0 4 パラリンピック招致活動費 0 5 フィンランド共和国交流派遣貸付基金管理費は、歳入で申し上げました財政調整基金繰入金をフィンランド共和国交流派遣貸付基金繰入金へ積み立てるものでございます。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で執行部からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●議長(山中康樹) これより、質疑に入ります。はじめに議案第 8 9 号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 1 2 番。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、これは 6 月に可決した基金条例の改正案が出されたわけですが、これは私にとりまして、とってこれを見てみますと、改悪の方に向かったように思います。言いますのは、前回可決したあのう基金の条例では、目的の欄が邑南町内の中学生、高校生ということになりまして、目的の段階では町内に住む高校生、中学生を全て対象としたが、第 5 条で在学という条件を出して貸付金についてここで制限をしております。いうことは、目的としては町内の子どもたちにそういった機会がありますということだったのが、ええ 5 条で貸付は制限しました。しかしこの度のかい、新しく出された条例では、第 1 条の目的に在籍する生徒としてありまして、6 月にも言いましたように町内からほかの市町村へ通う中学生、高校生は頭から、ここからフィンランドへの派遣について、条例、この要綱じゃないですよ、条例で削除する目的になつとります。これは私が 6 月に提案してきたことからいうと、明らかな後退のように思います。そこで伺いますが、ええと教育長に伺います。先の総務教民常任委員会の中で、この改正については、邑南町の教育方針等に基づいてこういう条例に改正するんだということですが、町内の子どもたちをその在学する学校で制限をかけるということについて、その町が言うあのう、海外へ世界へ羽ばたける子どもづくりを目指すとかいう目的からには、これは私は該当せんように思いますが教育長の見解を伺いたいと思います。

それと町長にお伺いしますが、6 月の時に町長に答弁を求める予定でしたが、私の手違いで町長の考え方を伺うことができませんでした。この条例が可決されますと、町長の署名のもとに町内へ告示されます。6 月にも言いましたように町内の子どもたちが在学する学校において、これだけの差を付けることについて、町長の見解を伺いたいのと、それとこれはフィ

ンランドへ行く、派遣するという事でなしに保護者に町の公金を貸し付けるという条例であります。お金を貸す条例であります。町外、例えば矢上高校へ来とられる大阪出身、東京もあるかもしれません。広島出身もあるかもしれません。その保護者には貸付ができますよ。しかし、町内の高校生を持つ親で、江津なり、川本なり、新庄の方へ行かしたる親には貸付の対象から除外すると、第1条で明らかに除外するという事について、町長の見解を伺いたいと思います。

●**教育長(土居達也)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土居教育長。

●**教育長(土居達也)** あのう、邑南づくり教育計画の中で、ええ、の中で邑南町の次代を担ってくれる子どもたちを育成するんだという、それを縦軸にして計画を策定しております。で、その中心的中身は、やっぱり学校でのいろんな意味で含んだ学力づくりを進めていくという、これは小学校から中学校、そして高校へも引き継いでいこうとそういう計画をして、県の魅力化事業をも含めて申請をして高校へも広げていこうというふうな計画を今策定をして、これからそういった協議を進めていかなきゃいけない。もちろん小、中、高という一貫性、養護学校も含めたそういうことをまず学力の面ではそういうことをやる。から、学校だけで子どもたちは育てきれませんので、要するに地域の力を借りてやっていこうということで、地域学校、あるいはええふるさとの課題、あるいはふるさとの魅力について、学び発信をしたり、あるいは課題を子どもたちなりに考えて解決策を多くの町民の皆様方に発信していく。そして、さらにはそうしたことを受けて、ええ高校で自分のまあ要するに出口である将来のことについてふるさとで学んだことをつないで、これからの生き方であるとか仕事を見つけてもらえるような、そういう仕掛けをしていこうということを教育計画づくりの中で、邑南づくりの教育計画の中でええ述べています。で、そういうふうに考えたときに、一貫性があるということを私たちは大切にしています。で、あのう、要するにここだけが、あのう、大切だということではなくて、やっぱりふるさとのことをずっとええ続けて考えてもらえるようなそういうことを積み重ねて、うえで将来的にですね、邑南町を外から見てみる、あるいは海外へ行って日本の良さや邑南町のあり方をもうちょっと比べて考えられるような、そういう子どもたちになってほしいということを考えていますので、フィンランドへ行くということだけが突出して大事であるということには思っておりません。もちろん海外から見るということも大事です。から、よその学校に行かれた方は、やっぱりよそ、邑南町から外へ出て邑南町のことをまた考えられるようなことも私はあると思いますので、そこだけがあのう除外

されてどうこうというふうには私は思って、考えてはいないということです。お答えになりましたでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、今あの教育長から一貫性という言葉が出ました。かつてこの議会でも、小中高の一貫教育がどうなんだろうかという話がずいぶん出たと思います。私は実態としてはそれはなっていないけども、あのう、現実にはそういう方向で教育委員会と一緒にやってるという話をさしてもらいました。ですから今回の条例についても、そういう趣旨から則ってもやっぱり第1条に書いてあるようなことが私は結構であろうというふうに思います。ただ教育長も言いましたように、じゃあ小学校から中学校からもう外に出た子はどうなるんだと、けどやっぱりそれはそれでまた別の手当もあるんじゃないかというふうには思ってます。けどまずこの問題については、一貫性というところを重視して有能な人材を町内で作っていきたいというふうには思っているわけでございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ町内の学校とまた地域とが連携して子育てをしていく、それと小中高、一貫性を持った施策だということでしたが、昨年あの子どもたちの人選をするには学校推薦、学校の方で選んでもらうようじゃなかった。いうことであの議会、委員会としても学校から推薦してもらうのに邑南町の子どもだけえ、広島の子もだけえってそこ縦分けができんでしょう。いっしょでなけにゃあいけんこたあないですかというたことがあります。そこで、ええ2月の委員会の時には、要綱が課長の方から報告という形で出されました。その時には、当時は能美課長でしたが、そういった町外から邑南町へ来られとる方も対象とするためにこういう項目を入れましたという説明でした。それから、今度インターネットを見ますと、そのインターネットへ出とる要綱には養護学校の中等部という言葉がそこでぴょんと飛び出してきました。当初委員会へ提示されたときにはありませんでした。そこで中等部ということが出てきて、今回の基金の条例にもなってきたわけですが、そこでうんと、教育長の説明でもありましたように今年からのその生徒募集については、学校推薦でなしに海外へ行ってみたい、海外を勉強してみたいという子ども自身のそういった希望を取り上げて、学校はそれを許可するかどうかという方式に切り替えるということでした。パラリンピックのキャンプ地誘致についての日程については去年のようにはないだろうと。今年は個

人のその質を高めるため、海外を勉強するための研修にしたいということでした。それであるなら、小中、先ほど言われた小中一貫であるとか、この町内に在住、在学する子どもでなければあいけんゆうことにはならんように思います。子どもたちのその意思を反映させようとするなら、町内で生活してほかの地域の学校へ通う子どもも含めるべきではないかと思いますが、やはりそこは無理なんでしょうか。

●**教育長(土居達也)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土居教育長。

●**教育長(土居達也)** あのう、一貫性ということと主体性という部分のちょっとズレがあると思うんですけども、あのう、要するに町が全部の子どもを必要だから100パーセント連れて行くということになれば、それは一環、100パーセント一貫性だと思います。しかし、予算の関係等いろいろ考えたときにどうしても全ての子どもたちをとすることはやっぱり無理がありますので、そういう意味で主体性、まあ100パーセントあの一貫性というにはならないとは思いますが、しかしそういう道を開くという部分ではある意味一貫性があるというふうに理解をしていただけたらというふうに思っております。

●**議長(山中康樹)** ほかにありませんか。

●**議長(山中康樹)** 無いようでございますので、議案第89号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第90号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第90号に対する質疑を終わります。以上で、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### (議案の討論、採決)

●**議長(山中康樹)** これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第89号に対する討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8

9号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数、したがって、議案第89号、邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第90号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第90号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数、したがって、議案第90号、邑南町一般会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議され^{ざりよう}ました案件は、すべて議了しましたので、これをもって、本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成29年第6回邑南町議会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前12時06分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員